

12月14日 食品衛生分科会

報告品目に関する資料

(2) 報告品目

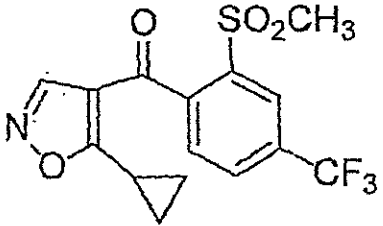
① 農 薬

・イソキサフルトール（暫定基準の見直し）	1
・イマザピックアンモニウム塩（暫定基準の見直し）	5
・エタルフルラリン（暫定基準の見直し）	9
・シクラニリド（暫定基準の見直し）	13
・トリアゾホス（暫定基準の見直し）	17
・フルオピコリド（適用拡大+インポートトレランス申請）	23
・ヘキサジノン（暫定基準の見直し）	29
・ペノキサコール（暫定基準の見直し）	33
・ベンスルフロンメチル（暫定基準の見直し）	37

② 農薬及び動物用医薬品

・スピノサド （暫定基準の見直し+適用拡大+インポートトレランス申請）	43
--	----

イソキサフルトール (Isoxaflutole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	イソキサゾール構造をもつ除草剤である。プラストキノン生合成経路に関与し、4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼを阻害することによって除草活性を示すと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	とうもろこし／一年生イネ科雑草、ひよこ豆／Mustard 等										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてとうもろこしに、カナダにおいてとうもろこし及び畜産物に、オーストラリアにおいてさとうきび、畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI）0.005 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験（ラット・混餌） 無毒性量 0.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあつては、イソキサフルトールのみとし、畜産物にあつては、イソキサフルトール及び代謝物B【2-シアノ-3-シクロプロピル-4-(2-メチルスルホニル-4-トリフルオロメチルフェニル)プロパン-1,3-ジオン】とする。										
暴露評価	TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="571 1541 1417 1796"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>14.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>33.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>14.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p>		TMDI／ADI 比 (%)	国民平均	14.4	幼小児（1～6歳）	33.5	妊婦	14.1	高齢者（65歳以上）	14.1
	TMDI／ADI 比 (%)										
国民平均	14.4										
幼小児（1～6歳）	33.5										
妊婦	14.1										
高齢者（65歳以上）	14.1										
意見聴取の状況	平成23年8月22日に在京大使館への説明を実施 平成23年9月7日～平成23年10月6日 パブリックコメント実施 平成23年9月16日～平成23年11月15日 WTO通報実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦 大麦 ライ麦 とうもろこし そば その他の穀類	0.02	0.05 0.05 0.05 0.1 0.05 0.05			0.02 7ヶ国	【<0.01(n=20)(米国)】
その他の豆類	0.03	0.03			0.03 オーストラリア	【<0.03(n=5)(オーストラリア ひよこ豆)】
さとうきび	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	【<0.01(n=6)(オーストラリア さとうきび)】
その他のスパイス		0.03				
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2 0.2 0.2	0.2 0.2 0.2			0.2 ¹ カナダ 0.2 ¹ カナダ 0.2 ¹ カナダ	推:<0.03 【牛の筋肉参照】 【牛の筋肉参照】
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2 0.2 0.2	0.2 0.2 0.2				推:<0.03 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5 0.1 0.1	0.4 0.2 0.3			0.5 ¹ カナダ 0.1 ¹ カナダ 0.1 ¹ カナダ	推:0.204
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1 0.1 0.1	0.08 0.08 0.08			0.1 ¹ カナダ 0.1 ¹ カナダ 0.1 ¹ カナダ	推:0.058 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1 0.1 0.1	0.08 0.08 0.08			0.1 ¹ カナダ 0.1 ¹ カナダ 0.1 ¹ カナダ	【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
乳	0.02	0.03			0.02 ¹ カナダ	推:0.021
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.2 0.2	0.2 0.2			0.2 ¹ カナダ 0.2 ¹ カナダ	推:<0.1 【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.2 0.2	0.2 0.2				推:<0.1 【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.3 0.3	0.2 0.2			0.3 ¹ カナダ 0.3 ¹ カナダ	推:0.211 【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.1 0.1	0.08 0.08			0.1 ¹ カナダ 0.1 ¹ カナダ	
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.1 0.1	0.08 0.08			0.1 ¹ カナダ 0.1 ¹ カナダ	
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01	0.02 0.02			0.01 ¹ カナダ 0.01 ¹ カナダ	推:<0.1 【鶏の卵参照】

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (注)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

イソキサフトール

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.02
その他の豆類 ^{注1)}	0.03
さとうきび	0.01
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注2)} の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{注3)}	0.1
乳	0.02
鶏の筋肉	0.2
その他の家きん ^{注4)} の筋肉	0.2
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.3
その他の家きんの肝臓	0.3
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分 ^{注5)}	0.1
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

※農産物にあつてはイソキサフトールとし、畜産物にあつては、イソキサフトール及び代謝物B[2-シアノ-3-シクロプロピル-4-(2-メチルスルホニル-4-トリフルオロメチルフェニル)プロパン-1,3-ジオン]をイソキサフトールに換算したものの和をいうこと。

注1)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

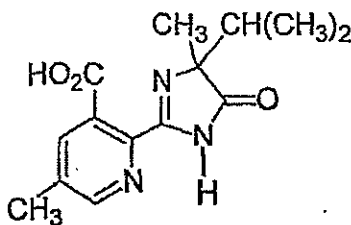
注2)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注3)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注4)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注5)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

イマザピックアンモニウム塩 (Imazapic-Ammonium)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	イミダゾリノン系除草剤である。分枝鎖アミノ酸（バリン、ロイシン及びイソロイシン）の植物体内での生合成酵素であるアセトラクテートシンターゼを阻害すると考えられている。										
適用作物/適用雑草等	らっかせい/Pigweed、小麦/Amsinckia 等										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてらっかせい、畜産物等に、オーストラリアにおいて小麦、さとうきび、畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI）0.27 mg/kg 体重/day（イマザピックとして） [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験（イヌ・混餌） 最小毒性量 137 mg/kg 体重/day 安全係数 500										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：イマザピックとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="566 1422 1412 1680"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.5	幼小児（1～6歳）	1.1	妊婦	0.5	高齢者（65歳以上）	0.5
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.5										
幼小児（1～6歳）	1.1										
妊婦	0.5										
高齢者（65歳以上）	0.5										
意見聴取の状況	平成23年8月22日に在京大使館への説明を実施 平成23年9月7日～平成23年10月6日 パブリックコメント実施 平成23年9月16日～平成23年11月15日 WTO通報実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	【<0.1 (n=3) (豪州)】
らっかせい	0.1	0.1			0.1 アメリカ	【<0.1 (n=9) (米国)】
さとうきび	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	【<0.05 (n=4) (#) (豪州)】
なたね	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	【<0.05 (n=3) (#) (豪州)】
牛の筋肉	0.1	0.1			0.1 アメリカ	推:0.02
豚の筋肉		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1			0.1 アメリカ	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.1	0.08			0.10 アメリカ	推:0.02
豚の脂肪		0.08				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.08			0.10 アメリカ	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.1	0.08			0.1 アメリカ	推:0.02
豚の肝臓		0.08				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.08			0.1 アメリカ	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	1	0.5			1.0 アメリカ	推:0.19
豚の腎臓		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	0.5			1.0 アメリカ	【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.1	0.08			0.1 アメリカ	【牛の肝臓参照】
豚の食用部分		0.08				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.08			0.1 アメリカ	【牛の肝臓参照】
乳	0.05	0.06			0.1 アメリカ	推:0.01
鶏の筋肉		0.01				
その他の家きんの筋肉		0.01				
鶏の脂肪		0.01				
その他の家きんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓		0.01				
その他の家きんの肝臓		0.01				
鶏の腎臓		0.01				
その他の家きんの腎臓		0.01				
鶏の食用部分		0.01				
その他の家きんの食用部分		0.01				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

イマザピック

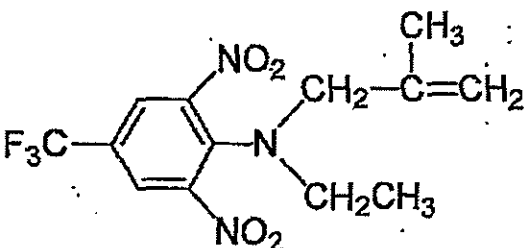
食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.05
らっかせい	0.1
さとうきび	0.05
なたね	0.05
牛の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1
牛の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{注2)}	0.1
乳	0.05

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

*なお、イマザピックアンモニウム塩はイマザピックとして告示することが適当である。

エタルフルラリン (Ethalfluralin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	ジニトロアニリン系の除草剤である。作用機構は、細胞分裂時の紡錘体の機能阻害であり、雑草の発芽前の土壌に処理する選択性除草剤である。										
適用作物／適用雑草等	なたね／一年生雑草、べにばな／一年生雑草 等										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において大豆、小豆等に、カナダにおいて大豆、ひまわり等に、EUにおいて大豆、ピーマン等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI）0.039 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験（ラット・混餌） 無毒性量 3.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験：in vitro試験（+/-） in vivo試験（-）										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：エタルフルラリンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="566 1456 1412 1713"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	0.2	幼小児（1～6歳）	0.3	妊婦	0.1	高齢者（65歳以上）	0.2
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	0.2										
幼小児（1～6歳）	0.3										
妊婦	0.1										
高齢者（65歳以上）	0.2										
意見聴取の状況	平成23年8月22日に在京大使館への説明を実施 平成23年9月7日～平成23年10月6日 パブリックコメント実施 平成23年10月28日～平成23年12月27日 WTO通報実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.05	0.05			0.05 アメリ	【<0.01(#)(n=13)(米国)】
小豆類	0.05	0.05			0.05 アメリ	【<0.01(#)(n=5)/0.01(n=6)(米国)】
えんどう	0.05	0.05			0.05 アメリ	【<0.01(#)(n=4)(米国)】
らっかせい	0.05	0.05			0.05 アメリ	【<0.01(#)(n=4)(米国)】
その他の豆類	0.05	0.05			0.05 アメリ	【米国 小豆類参照】
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05			∴	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05			∴	
しろり		0.05			∴	
すいか		0.05			∴	
メロン類果実		0.05			∴	
まくわうり		0.05			∴	
その他のうり科野菜		0.05			∴	
えだまめ		0.05			∴	
ひまわりの種子	0.05	0.05			0.05 アメリ	【<0.01(#)(n=4)/0.01(n=4)(米国)】
べにはなの種子		0.05			∴	
なたね	0.05	0.05			0.05 アメリ	【<0.02(n=6),<0.02(#)(n=2)/<0.02(n=5),<0.02(#)(n=3)(米国)】
その他のスパイス	0.05	0.05			0.05 カナダ	【<0.01(n=5)(カナダ)】

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

エタフルラリン

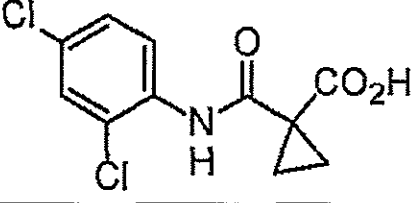
食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.05
小豆類 ^{注1)}	0.05
えんどう	0.05
らっかせい	0.05
その他の豆類 ^{注2)}	0.05
ひまわりの種子	0.05
なたね	0.05
その他のスパイス ^{注3)}	0.05

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

シクラニリド (Cyclanilide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/植物成長調整剤										
作用機構	オーキシン輸送阻害作用を持つ植物成長調整剤（枯凋剤）である。植物成長調整剤であるエテホンと同時に使用され、協調的に作用することによってオーキシンの輸送阻害作用を増強し、綿の開じょ促進等に効果を示すと考えられている。										
適用作物/使用目的等	綿実/綿の蒴果の開じょ促進及び再成長の抑制										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国及びオーストラリアにおいて綿実、畜産物等に、EUにおいて綿実に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI）0.0063 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代 繁殖試験（ラット・混餌） 最小毒性量：1.9 mg/kg 体重/day 安全係数 300 遺伝毒性試験：in vitro 試験（+/-） in vivo 試験（-）										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シクラニリドとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="571 1429 1417 1684"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>36.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>76.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>37.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>35.8</td> </tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	36.4	幼小児（1～6歳）	76.1	妊婦	37.2	高齢者（65歳以上）	35.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	36.4										
幼小児（1～6歳）	76.1										
妊婦	37.2										
高齢者（65歳以上）	35.8										
意見聴取の状況	平成23年10月31日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
綿実	0.6	0.4			0.60 アメリカ	<0.05-0.55(n=12)(米国)
牛の筋肉	0.05	0.04			0.05 オーストラリア	推:0.017(豪州)
豚の筋肉	0.05	0.04			0.05 オーストラリア	(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.1			0.05 オーストラリア	(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.1	0.1			0.10 アメリカ	推:0.023(米国)
豚の脂肪	0.1	0.1			0.10 アメリカ	(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1			0.10 アメリカ	(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	2	1			2 オーストラリア	推:0.13(豪州)
豚の肝臓	2	1			2 オーストラリア	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2	1			2 オーストラリア	(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	2	2			2 オーストラリア	推:1.3(豪州)
豚の腎臓	2	2			2 オーストラリア	(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2			2 オーストラリア	(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	2	1			2 オーストラリア	(牛の腎臓参照)
豚の食用部分	2	1			2 オーストラリア	(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2	1			2 オーストラリア	(牛の腎臓参照)
乳	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	推:0.012(豪州)
鶏の筋肉		0.01				
その他の家きんの筋肉		0.01				
鶏の脂肪		0.01				
その他の家きんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓		0.01				
その他の家きんの肝臓		0.01				
鶏の腎臓		0.01				
その他の家きんの腎臓		0.01				
鶏の食用部分		0.01				
その他の家きんの食用部分		0.01				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

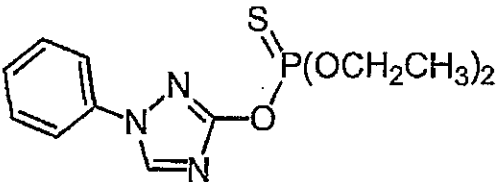
シクラニリド

食品名	残留基準値
	ppm
綿実	0.6
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	2
豚の肝臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2
牛の腎臓	2
豚の腎臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
牛の食用部分 ^{注2)}	2
豚の食用部分	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2
乳	0.05

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

トリアゾホス (Triazophos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	有機リン系殺虫剤である。昆虫の神経系のアセチルコリンエステラーゼを阻害することで殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	綿実／吸汁性昆虫 等										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	2002 年に JMPR による毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準は穀類、綿実等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.00041 mg/kg 体重/day [設定根拠] 3 週間 反復投与試験 (ヒト・経口) 最小毒性量 0.0125 mg/kg 体重/day 安全係数 30</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (-) <i>in vivo</i> 試験 (+/-)</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質: トリアゾホスとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="571 1462 1418 1720"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>29.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>68.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>21.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	29.7	幼小児 (1~6 歳)	68.1	妊婦	28.3	高齢者 (65 歳以上)	21.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	29.7										
幼小児 (1~6 歳)	68.1										
妊婦	28.3										
高齢者 (65 歳以上)	21.0										
意見聴取の状況	平成 23 年 10 月 7 日に在京大使館への説明を実施 平成 23 年 10 月 28 日~平成 23 年 12 月 27 日 WTO 通報実施 今後、パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		N.D.		0.05		
小麦	0.05	N.D.		0.05		
大麦	0.05	N.D.		0.05		
ライ麦	0.05	N.D.		0.05		
とうもろこし	0.05	N.D.		0.05		
そば	0.05	N.D.		0.05		
その他の穀類	0.05	N.D.		0.05		
大豆		N.D.				
小豆類		0.2				
えんどう		0.02				
そら豆		N.D.				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしよ		N.D.				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		N.D.				
さとうきび		N.D.				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレンソ		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.1				
芽キャベツ		0.1				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.1				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.02				
その他のさく科野菜		0.02				
たまねぎ		N.D.				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.5				
パースニップ		1				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.02				
しろうり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.1				
未成熟いんげん		0.1				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.1				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.2				
日本なし		0.2				
西洋なし		0.2				
マルメロ		0.2				
びわ		0.2				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アブリコットを含む。)		0.02				
すもも(プルーンを含む。)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む。)		0.02				
いちご		N.D.				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハックルベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		N.D.				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実	0.2	0.1		0.2		
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.1				
茶		0.05				
コーヒー豆		N.D.				
カカオ豆		N.D.				
ホップ		0.05				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.02				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.02				
牛の肝臓		0.02				
豚の肝臓		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.02				
牛の腎臓		0.02				
豚の腎臓		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.02				
牛の食用部分		0.02				
豚の食用部分		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.02				
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.02				
その他の家きんの筋肉		0.02				
鶏の脂肪		0.02				
その他の家きんの脂肪		0.02				
鶏の肝臓		0.02				
その他の家きんの肝臓		0.02				
鶏の腎臓		0.02				
その他の家きんの腎臓		0.02				
鶏の食用部分		0.02				
その他の家きんの食用部分		0.02				
鶏の卵		0.02				
その他の家きんの卵		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
綿実油(注1を除く。)	1			1	1	

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

本基準（暫定基準以外の基準）を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

注1)食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油

トリアゾホス

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.05
綿実	0.2
綿実油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	1

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

※米、大豆、小豆類、そら豆、ばれいしょ、てんさい、キャベツ、カリフラワー、たまねぎ、にんじん、ハースニップ、未成熟いんげん、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、いちご、その他のザッツ類及びコーヒー豆については現行基準が削除される。

トリアゾホス試験法については、告示から削除し通知により示すことが適当である。

フルオピコリド (Fluopicolide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定																				
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があったもの。																				
構造式																					
用途	農薬/殺菌剤																				
作用機構	ベンズアミド骨格を有する殺菌剤である。作用機構は不明であるが、電子伝達系阻害、エネルギーの代謝障害 (リン酸化の脱共役)、セルロース生合成阻害等とは異なると考えられている。																				
適用作物/適用病害虫等	ばれいしょ/疫病、きゅうり/べと病 等																				
我が国の登録状況	ばれいしょ、きゅうり等に農薬登録がされている。																				
諸外国の状況	2009年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はたまねぎ、ぶどう等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてぶどう、はくさい等に、EUにおいてかぼちゃ、ねぎ等に、ニュージーランドにおいてばれいしょに基準値が設定されている。																				
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>【フルオピコリド】</p> <p>許容一日摂取量 (ADI) 0.079 mg/kg 体重/day</p> <p>【設定根拠】 18ヶ月間 発がん性試験 (マウス・混餌)</p> <p>無毒性量 7.9 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i>試験 (+/-) <i>in vivo</i>試験 (-)</p> <p>【代謝物M1 (2,6-ジクロロベンズアミド)】</p> <p>許容一日摂取量 (ADI) 0.045 mg/kg 体重/day</p> <p>【設定根拠】 2年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌)</p> <p>無毒性量 4.5 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>																				
基準値案	別紙1のとおり。残留の規制対象物質: フルオピコリドとする。																				
暴露評価	<p>【フルオピコリド】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>43.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>77.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>36.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>43.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>【代謝物M1 (2,6-ジクロロベンズアミド)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>27.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>53.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>29.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	43.4	幼小児 (1~6歳)	77.6	妊婦	36.3	高齢者 (65歳以上)	43.9		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	27.5	幼小児 (1~6歳)	53.8	妊婦	20.0	高齢者 (65歳以上)	29.8
	TMDI/ADI 比 (%)																				
国民平均	43.4																				
幼小児 (1~6歳)	77.6																				
妊婦	36.3																				
高齢者 (65歳以上)	43.9																				
	EDI/ADI 比 (%)																				
国民平均	27.5																				
幼小児 (1~6歳)	53.8																				
妊婦	20.0																				
高齢者 (65歳以上)	29.8																				
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)																				
答申案	別紙2のとおり。																				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) その他のいも類	0.05 0.02 0.02 0.02 0.02	0.05	○ IT IT IT IT		0.02 ¹ アメカ 0.02 ¹ アメカ 0.02 ¹ アメカ 0.02 ¹ アメカ 0.02 ¹ アメカ	<0.01,<0.01,<0.01,<0.01 【0.00271~0.0126(n=19) (米国)】 【米国ばれいしょ参照】 【米国ばれいしょ参照】 【米国ばれいしょ参照】 【米国ばれいしょ参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.2 15		IT IT		0.15 ¹ アメカ 15.0 ¹ アメカ	【0.02~0.11(n=6)(米国)】 【2.4~10.2(n=6)(米国)】 【<0.01~0.14(n=7)(米国 にんじん)】【0.02~ 0.11(n=6)(米国ラディッ シュの根)】【0.004~ 0.06(n=10)(米国てんさい の根)】
かぶ類の根	0.2		IT		0.15 ¹ アメカ	【2.4~10.2(n=6)(米国ラ ディッシュの葉)】【4.3~ 11.2(n=10)(米国てんさい の葉)】 【米国にんじん、ラディッ シュの根及びてんさいの 根参照】
かぶ類の葉	15		IT		15.0 ¹ アメカ	【米国にんじん、ラディッ シュの根及びてんさいの 根参照】
西洋わさび	0.2		IT		0.15 ¹ アメカ	【米国キャベツ及びブロッ コリー参照】
はくさい	5		○・甲・IT		5.0 ¹ アメカ	【0.31~3.9(n=7)(外葉あ り)(米国)】 【0.01~2.6(n=7)(外葉な し)(米国)】
キャベツ	5		IT		5.0 ¹ アメカ	【米国キャベツ及びブロッコリー参照】
芽キャベツ	5		IT	0.2	5.0 ¹ アメカ	【米国キャベツ及びブロッコリー参照】
カリフラワー	5		IT	2	5.0 ¹ アメカ	【米国キャベツ及びブロッコリー参照】
ブロッコリー	5		IT	2	5.0 ¹ アメカ	【0.18~0.69(n=6)(米国)】
その他のあぶらな科野菜	5		IT		5.0 ¹ アメカ	【米国キャベツ及びブロッコリー参照】
ごぼう	0.2		IT		0.15 ¹ アメカ	【米国にんじん、ラディッ シュの根及びてんさいの 根参照】
サルシフィー	0.2		IT		0.15 ¹ アメカ	【米国にんじん、ラディッ シュの根及びてんさいの 根参照】
チコリ	15		IT		15.0 ¹ アメカ	【米国ラディッシュの葉及 びてんさいの葉参照】
エンダイブ	25		IT		25 ¹ アメカ	【米国レタス、セロリ及び ほうれん草参照】
しゅんぎく	25		IT		25 ¹ アメカ	【米国レタス、セロリ及び ほうれん草参照】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	25		IT		25 ¹ アメカ	【0.616~7.15(n=7)(結球 レタス外葉あり)(米国)】 【<0.003~0.324(n=7)(結 球レタス外葉なし)(米国)】 【4.33~11.7(n=7)(非結球 レタス)(米国)】
その他のきく科野菜	25		IT		25 ¹ アメカ	【米国レタス、セロリ及び ほうれん草参照】
たまねぎ	7		○・甲・IT	1	7.0 ¹ アメカ	【0.01~2.3(n=7)(米国)】
ねぎ(リーキを含む。)	10		IT	10	7.0 ¹ アメカ	【米国たまねぎ参照】
にんにく	7		IT		7.0 ¹ アメカ	【1.7~4.5(n=3)(米国グ リーンオニオン)】【米国た まねぎ参照】
その他のゆり科野菜	7		IT		7.0 ¹ アメカ	
パースニップ	0.2		IT		0.15 ¹ アメカ	【米国にんじん、ラディッ シュの根及びてんさいの 根参照】
パセリ	25		IT		25 ¹ アメカ	【米国レタス、セロリ及び ほうれん草参照】
セロリ	25		IT		25 ¹ アメカ	【0.16~14(n=7)(米国)】 【米国レタス、セロリ及び ほうれん草参照】
その他のせり科野菜	25		IT		25 ¹ アメカ	

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
トマト	2		○・甲・IT	1	1.60	アメリカ	0.53(5),0.13(ミントマト) 【0.053~0.42(n=12)(米 国)】
ピーマン	2		IT	1	1.60	アメリカ	【0.044~0.571(n=7)(米 国)】
なす	2		IT	1	1.60	アメリカ	【米国トマト、ピーマン及 びとうがらし参照】
その他のなす科野菜	2		IT	1	1.60	アメリカ	【0.0946~0.576(n=3)(米 国とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7		○・甲・IT	0.5			0.26,0.15 【0.0125~0.0567(n=6)(米 国)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5		IT	0.5	0.50	アメリカ	【0.0143~0.0572(n=6)(米 国スカッシュ)】
しろうり	0.5		IT	0.5	0.50	アメリカ	【0.00479~0.297(n=9)(米 国カンタロープ)】
メロン類果実※	0.2		IT	0.5			【米国 きゅうり、スカッシュ 及びカンタロープ参照】
その他のうり科野菜	0.5		IT	0.5	0.50	アメリカ	
ほうれんそう	25		IT		25	アメリカ	【6.8~17(n=7)(米 国)】
オクラ	1			1			
しょうが	0.02		IT		0.02	アメリカ	【米国ばれいしよ参照】
しいたけ	1			1			
その他のきのこ類	1			1			
その他の野菜	25		IT		25	アメリカ	【米国レタス、セロリ及び ほうれん草参照】
ぶどう	2	2		2	2.0	アメリカ	【0.11~0.97(n=4)(米 国)】
その他の果実	1			1			
牛の筋肉	0.01			0.01			
豚の筋肉	0.01			0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.01			
牛の脂肪	0.01			0.01			
豚の脂肪	0.01			0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01			0.01			
牛の肝臓	0.01			0.01			
豚の肝臓	0.01			0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01			0.01			
牛の腎臓	0.01			0.01			
豚の腎臓	0.01			0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01			0.01			
牛の食用部分	0.01			0.01			
豚の食用部分	0.01			0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01			0.01			
乳	0.02			0.02			
鶏の筋肉	0.01			0.01			
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01			
鶏の脂肪	0.01			0.01			
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01			
鶏の肝臓	0.01			0.01			
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01			
鶏の腎臓	0.01			0.01			
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01			
鶏の食用部分	0.01			0.01			
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01			
鶏の卵	0.01			0.01			
その他の家きんの卵	0.01			0.01			
干しぶどう	10			10			
とうがらし(乾燥させたもの)	7			7			

(3)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

※メロン類果実においては、国際基準の残留基準に加工係数0.3(可食部係数。果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比)を乗じた値を基準値案とした。

フルオピコリド

食品名	残留基準値
	ppm
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02
かんしょ	0.02
やまいも(長いもをいう。)	0.02
その他のいも類 ^{注1)}	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)	15
かぶ類の根	0.2
かぶ類の葉	15
西洋わさび	0.2
はくさい	5
キャベツ	5
芽キャベツ	5
カリフラワー	5
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	5
ごぼう	0.2
サルシフィー	0.2
チコリ	15
エンダイブ	25
しゅんぎく	25
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	25
その他のきく科野菜 ^{注3)}	25
たまねぎ	7
ねぎ(リーキを含む。)	10
にんにく	7
その他のゆり科野菜 ^{注4)}	7
パースニップ	0.2
パセリ	25
セロリ	25
その他のせり科野菜 ^{注5)}	25
トマト	2
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注6)}	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5
しろりり	0.5
メロン類果実	0.2
その他のうり科野菜 ^{注7)}	0.5
ほうれんそう	25
オクラ	1
しょうが	0.02
しいたけ	1
その他のきのこ類 ^{注8)}	1
その他の野菜 ^{注9)}	25
ぶどう	2
その他の果実 ^{注10)}	1

注1)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレンソウ、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注8)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

注9)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

フルオピコリド (つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注11)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注12)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.02
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注13)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
干しぶどう	10
どうがらし(乾燥させたもの)	7

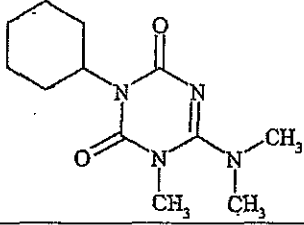
注10)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注12)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注13)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ヘキサジノン (Hexazinone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	トリアジン系除草剤である。広範囲の雑草防除に用いられ、作用機構は、葉緑体膜の電子伝達阻害による光合成阻害と考えられている。										
適用作物/適用雑草等	ブルーベリー/草本雑草、パイナップル/木本雑草 等										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてブルーベリー、さとうきび等に、オーストラリアにおいてパイナップル等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.049 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌)</p> <p>無毒性量 4.97 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物: ヘキサジノンとする。 ・畜産物 (乳を除く): ヘキサジノン、代謝物B【3-シクロヘキシル-6-(メチルアミノ)-1-メチル-1,3,5-トリアジン-2,4-(1<i>H</i>,3<i>H</i>)-ジオン】及びF【3-シクロヘキシル-6-アミノ-1-メチル-1,3,5-トリアジン-2,4-(1<i>H</i>,3<i>H</i>)-ジオン】とする。 ・畜産物 (乳に限る): ヘキサジノン、代謝物B、C【3-(4-ヒドロキシシクロヘキシル)-6-(メチルアミノ)-1-メチル-1,3,5-トリアジン-2,4-(1<i>H</i>,3<i>H</i>)-ジオン】及びFとする。 										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="571 1639 1417 1899"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>16.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>77.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>16.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	16.9	幼小児 (1~6 歳)	77.3	妊婦	20.7	高齢者 (65 歳以上)	16.7
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	16.9										
幼小児 (1~6 歳)	77.3										
妊婦	20.7										
高齢者 (65 歳以上)	16.7										
意見聴取の状況	<p>平成 23 年 10 月 7 日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成 23 年 10 月 28 日~平成 23 年 12 月 27 日 WTO 通報実施</p> <p>今後、パブリックコメントを実施予定</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
さとうきび	0.02	0.1			0.6 アメリ	【<0.003 (n=3)(米国)】
ブルーベリー	0.2	0.2			0.6 アメリ	【<0.05 (n=7)(米国)】
パイナップル	0.2	0.8			0.6 アメリ	【<0.05 (n=3)(米国)】
牛の筋肉	0.5	0.1			0.5 アメリ	推:0.319
豚の筋肉	0.5	0.1			0.5 アメリ	【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.1			0.5 アメリ	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.1	0.1			0.1 アメリ	推:<0.10
豚の脂肪	0.1	0.1			0.1 アメリ	【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1			0.1 アメリ	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	4	0.1			4.0 アメリ	推:3.46
豚の肝臓	4	0.1			4.0 アメリ	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	4	0.1			4.0 アメリ	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	4	0.1			4.0 アメリ	推:2.058
豚の腎臓	4	0.1			4.0 アメリ	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4	0.1			4.0 アメリ	【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	4	0.1			4.0 アメリ	【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	4	0.1			4.0 アメリ	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	4	0.1			4.0 アメリ	【牛の肝臓参照】
乳	11	0.08			11 アメリ	推:8.28
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

ヘキサジン

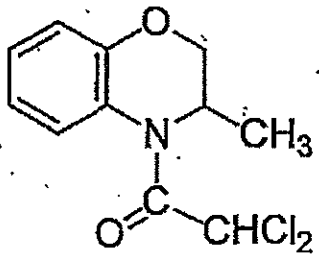
食品名	残留基準値
	ppm
さとうきび	0.02
ブルーベリー	0.2
パイナップル	0.2
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	4
豚の肝臓	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	4
牛の腎臓	4
豚の腎臓	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4
牛の食用部分 ^{注2)}	4
豚の食用部分	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	4
乳	11

※今回基準値を設定する農薬ヘキサジンとは、農産物にあつてはヘキサジンのみをいい、畜産物(乳を除く。)にあつてはヘキサジン、代謝物B【3-シクロヘキシル-6-(メチルアミノ)-1-メチル-1,3,5-トリアジン-2,4-(1*H*,3*H*)-ジオン】をヘキサジンに換算したもの及び代謝物F【3-シクロヘキシル-6-アミノ-1-メチル-1,3,5-トリアジン-2,4-(1*H*,3*H*)-ジオン】をヘキサジンに換算したものの和をいい、畜産物(乳に限る。)にあつては、ヘキサジン、代謝物B【3-シクロヘキシル-6-(メチルアミノ)-1-メチル-1,3,5-トリアジン-2,4-(1*H*,3*H*)-ジオン】をヘキサジンに換算したもの、代謝物C【3-(4-ヒドロキシシクロヘキシル)-6-(メチルアミノ)-1-メチル-1,3,5-トリアジン-2,4-(1*H*,3*H*)-ジオン】をヘキサジンに換算したもの及び代謝物F【3-シクロヘキシル-6-アミノ-1-メチル-1,3,5-トリアジン-2,4-(1*H*,3*H*)-ジオン】をヘキサジンに換算したものの和をいうこと。

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ベノキサコール (Benoxacor)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/薬害軽減剤										
作用機構	とうもろこしにおいて主に発芽苗より吸収され、除草剤メトラクロールの解毒代謝を促進することにより、除草剤の有害作用から作物を保護するものと考えられている。										
適用作物/適用雑草等	とうもろこし/1年生雑草、らっかせい/1年生雑草 等										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてとうもろこし、大豆等に、カナダにおいてかぼちゃ、トマト等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.004 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ベノキサコールとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="566 1467 1412 1724"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.4	幼小児 (1~6 歳)	0.9	妊婦	0.4	高齢者 (65 歳以上)	0.4
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.4										
幼小児 (1~6 歳)	0.9										
妊婦	0.4										
高齢者 (65 歳以上)	0.4										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.01				
小麦		0.01				
大麦		0.01				
ライ麦		0.01				
とうもろこし	0.01	0.01			0.01 アメリカ	【<0.005 (n=12)(米国)】
そば		0.01				
その他の穀類		0.01				
大豆	0.01	0.01			0.01 アメリカ	【<0.01 (#)(n=20)(米国)】
小豆類		0.01				
えんどう		0.01				
そら豆		0.01				
らっかせい	0.01	0.01			0.01 アメリカ	【<0.01 (#)(n=11)(米国)】
その他の豆類		0.01				
ばれいしょ	0.01	0.01			0.01 アメリカ	【<0.005 (n=2)(米国)】
かんしょ		0.01				
てんさい		0.01				
西洋わさび		0.01				
キャベツ		0.01				
ねぎ(リーキを含む。)		0.01				
アスパラガス		0.01				
にんじん		0.01				
セロリ		0.01				
トマト		0.01				
ピーマン		0.01				
ほうれんそう		0.01				
未成熟えんどう		0.01				
未成熟いんげん		0.01				
えだまめ		0.01				
その他の野菜		0.01				
もも		0.01				
ネクタリン		0.01				
あんず(アプリコットを含む。)		0.01				
すもも(プルーンを含む。)		0.01				
おうとう(チェリーを含む。)		0.01				
ひまわりの種子		0.01				
べにばなの種子		0.01				
綿実		0.01				
くり		0.01				
ペカン		0.01				
アーモンド		0.01				
くるみ		0.01				
その他のナッツ類		0.01				
その他のスパイス		0.01				
その他のハーブ		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申(案)

(別紙2)

ペノキサコール

食品名	残留基準値
	ppm
とうもろこし	0.01
大豆	0.01
らっかせい	0.01
ばれいしょ	0.01

ベンスルフロンメチル (Bensulfuron-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	スルホニルウレア系除草剤である。植物に特有の、分岐鎖アミノ酸の生合成に関与するアセトラクテート合成酵素(ALS)の働きを阻害することにより植物の生育を阻止すると考えられている。										
適用作物/適用雑草等	移植水稻/マツバイ、直播水稻/ホタルイ 等										
我が国の登録状況	移植水稻、直播水稻に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において米、ザリガニに、オーストラリアにおいて米に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.19 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験(イヌ・混餌) 無毒性量 19.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ベンスルフロンメチルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.18</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>0.33</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.13</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.18</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.18	幼小児(1~6歳)	0.33	妊婦	0.13	高齢者(65歳以上)	0.18
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.18										
幼小児(1~6歳)	0.33										
妊婦	0.13										
高齢者(65歳以上)	0.18										
意見聴取の状況	平成23年10月31日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにゃくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.02				
その他のさく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.02				
しろうり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.02				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アプリコットを含む。)		0.02				
すもも(ブルーーンを含む。)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む。)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハックルベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイア		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.02				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス		0.02				
その他のハーブ		0.02				
魚介類(甲殻類に限る。)		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申(案)

(別紙2)

ベンスルフロメチル

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.1

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。) ^{注1)}	0.1	0.1	○・IT	1		
小麦	2	0.02	IT	1	1.5 アメカ	【0.791,0.748,0.805 ,0.431,0.701(米国) 【0.685,0.910,0.858(米国)】
大麦	2	0.02	IT	1	1.5 アメカ	
ライ麦	1	0.02		1		
とうもろこし	2	0.02	IT	1	1.5 アメカ	
そば	1	0.02		1		
その他の穀類	1	1		1		
大豆	0.02	0.02		0.01		【0.0010(#)(n=5)(米国)】
小豆類	0.02	0.02				
えんどう	0.02	0.02				
そら豆	0.02	0.02				
らっかせい	0.02	0.02		0.02	アメカ	
その他の豆類	0.02	0.02				
ばれいしょ	0.02	0.02		0.01		【<0.005(n=14)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.02				
かんしょ	0.02	0.02				
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類	0.02	0.02				
てんさい	0.06	0.06				【0.06,0.025,0.015 ,0.02,0.04(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.2	○			【<0.010-0.036(n=6)(米国)】 0.02,<0.02 0.36,1.06(\$) 【米国ばれいしょ、ラディッシュ、 てんさい参照】 0.03,0.38(\$) 1.60(\$),0.50 0.53(#\$),0.22(#) 0.90,0.53(長崎はくさい)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	1	1	○	10		
かぶ類の根	0.1	0.2	○			
かぶ類の葉	3	10	○	10		
西洋わさび	0.1	0.2			0.1 アメカ	
クレソン	10	8	○	10		
はくさい	1	8	○	10		
キャベツ	2	2	○	2		
芽キャベツ	2	1	○	2		
ケール	10	10	○	10		
こまつな	10	5	○	10		
きょうな	5	5	○	10		
チンゲンサイ	2	2	○			
カリフラワー	2	2	○	2		
ブロッコリー	2	2	○	2		
その他のあぶらな科野菜	2	2	○	10		
ごぼう	0.1	0.2			0.1 アメカ	
サルシフィー	0.1	0.2			0.1 アメカ	
アーティチョーク	0.3	5			0.3 アメカ	
チコリ	10	8		10		
エンダイブ	10	8		10		
しゅんぎく	10	10		10		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	8	○	10		
その他のきく科野菜	10	8	○	10		
たまねぎ	0.1	0.1			0.1 アメカ	【米国ばれいしょ、ラディッシュ、 てんさい参照】 【0.09,1.15,0.16(米国)】 1.78(\$),0.76 0.16,0.17 0.34(\$),<0.10 <0.10,<0.10(らつきょう)】
ねぎ(リーキを含む。)	2	5	○	2	アメカ	
にら	5	5	○			
アスパラガス	0.5	5	○			
わけぎ	1	5	○			
その他のゆり科野菜	0.3	5	○			
にんじん	0.2	0.2	○			0.05,<0.02 【米国ばれいしょ、ラディッシュ、 てんさい参照】 1.21,2.26 2.6,0.8(せり)】
パースニップ	0.1	0.2			0.1 アメカ	
パセリ	8	8	○			
セロリ	8	8	○	2		
みつば	5	5	○			
その他のせり科野菜	5	5	○			

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	1	0.5	○・申	0.3		0.33(\$),0.05(ミトマト)
ピーマン	2	2	○	0.3		0.16,0.72(\$)
なす	2	2	○			0.10,0.59(\$)
その他のなす科野菜	10	0.4	○	10		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○	0.2		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3		0.2		
しろうり	0.3	0.3		0.2		
すいか	0.3	0.3	○	0.2		
メロン類果実	0.3	0.3	○	0.2		
まくわうり	0.3	0.3		0.2		
その他のうり科野菜	10	0.3	○	10		
ほうれんそう	10	8	○	10		3.32,2.99
たけのこ		0.2				
オクラ		2				
しょうが	0.02	0.02				
未成熟えんどう	0.3	0.3	○	0.3		
未成熟いんげん	0.3	0.3		0.3		
えだまめ	0.3	0.3		0.3		
その他の野菜	10	10	○	10		3.47,3.79(食用なでしこ)
みかん	0.1	0.3	○	0.3		<0.02(#),<0.02(#)
なつみかんの果実全体	0.3	0.3	○	0.3		<0.02(#),0.08(#)
レモン	0.3	0.3	○	0.3		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3	0.3	○	0.3		
グレープフルーツ	0.3	0.3	○	0.3		
ライム	0.3	0.3	○	0.3		
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○	0.3		
りんご	0.5	0.5	○	0.1		0.17,0.04
日本なし	0.5	0.5			0.5 オーストラリア	/[0.09(#),0.14(#)(豪州)]
西洋なし	0.5	0.5			0.5 オーストラリア	【0.07(#),0.20(#)(豪州)】
マルメロ	0.5	0.5			0.5 オーストラリア	【豪州りんご及びなし参照】
びわ		0.2				【豪州りんご及びなし参照】
もも	0.2	0.2	○	0.2		0.03,0.03
ネクタリン	0.5	0.2	申	0.2		0.13,0.10
あんず(アブリコットを含む。)	0.2	0.2		0.2		
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2	○	0.2		0.03(\$),<0.02
うめ	0.2	0.2		0.2		/[0.005,0.005,0.010(ブラム)(米国)]
おうとう(チェリーを含む。)	0.2	0.2		0.2		
いちご	1	1	○			0.46,0.34
ラズベリー	0.7	1	○		0.7 アメリカ	【0.130(#),0.279(#)(米国)】
ブラックベリー	0.7	1			0.7 アメリカ	【米国ラズベリー参照】
ブルーベリー	0.3	1			0.25 アメリカ	【0.0405(#),0.107(#),0.0835(#),0.070(#),0.145(#),0.16(#),0.0345(#),0.175(#)(米国)】
クランベリー		1				
ハックルベリー	0.3	1			0.25 アメリカ	【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	0.7	1			0.7 アメリカ	【米国ラズベリー参照】
ぶどう	0.5	0.5		0.5		
かき		0.5				
バナナ	0.3	0.5			0.25 アメリカ	【0.0262,0.187,0.0423,0.033,0.1315(米国)】
キウイ		0.2		0.05		
パパイヤ	0.3	0.3				
アボカド	0.3	0.3				
パイナップル	0.02	0.5			0.02 アメリカ	【<0.02(n=6)(メキシコ)】
グアバ	0.3	0.3				
マンゴー	0.3	0.3	○			0.06,0.06
パッションフルーツ	0.3	0.3				
なつめやし	0.1	1			0.1 アメリカ	【米国ブラム参照】
その他の果実	0.3	0.3	○			0.07,0.09(いちじく)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ひまわりの種子 べにばなの種子 綿実 その他のオイルシード	0.02	0.01 0.01 0.02 5		0.01		
ぎんなん くり	0.1	0.01 0.02			0.1 アメカ	【米国ペカン、アーモンド参照】 【0.002, <0.001, <0.001 , 0.0067(米国)】
ペカン	0.1	0.02			0.1 アメカ	【0.061, <0.040, 0.060, <0.040 , 0.04(米国)】
アーモンド	0.02	0.02		0.01		
くるみ	0.1	0.02			0.1 アメカ	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.02	0.02				
茶	2	2	○			0.15, 0.68(\$)
その他のスパイス	10	10	○			
その他のハーブ	10	10	○			5.66, 1.81(ハッカ)
牛の筋肉	2	2				推: 0.39
豚の筋肉	2	2				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	2	0.8				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	10	3		3		推: 9.85
豚の脂肪	10	2		2		(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	10	2		2		(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	5	2		2		推: 2.23
豚の肝臓	5	0.5		0.5		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5	0.5		0.5		(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	2	1		1		推: 1.1
豚の腎臓	2	0.5		0.5		(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	0.5		0.5		(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	5	0.5				(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	5	0.5		0.5		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5	0.5		0.5		(牛の肝臓参照)
乳	2	1		1		推: 0.55
鶏の筋肉	0.1	0.02				0.0141(動物用医薬品由来) /推: 0.043(農薬由来)
その他の家さんの筋肉	0.1	0.02				(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	1	0.4		0.2		0.3532(動物用医薬品由来) /推: 0.86(農薬由来)
その他の家さんの脂肪	1	0.4		0.2		(鶏の脂肪(農薬由来)参照)
鶏の肝臓	0.2	0.04				0.0871(動物用医薬品由来) /推: 0.069(農薬由来)
その他の家さんの肝臓	0.1	0.04				(鶏の肝臓(農薬由来)参照)
鶏の腎臓	0.2	0.04				(鶏の肝臓(動物用医薬品由来)参照)
その他の家さんの腎臓	0.1	0.04				(鶏の肝臓(農薬由来)参照)
鶏の食用部分	0.2	0.04				(鶏の肝臓(動物用医薬品由来)参照)
その他の家さんの食用部分	0.1	0.04				(鶏の肝臓(農薬由来)参照)
鶏の卵	0.2	0.05		0.01		0.0424(動物用医薬品由来) /推: 0.083(農薬由来)
その他の家さんの卵	0.1	0.05		0.01		(鶏の卵(農薬由来)参照)
小麦ふすま	2	2		2		
干しぶどう	1	1		1		
綿実油(注2に限る。)	0.01	0.01		0.01		
綿実油(注2を除く。)	0.01	0.01		0.01		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

注1) Codex基準における米の基準値については、粳米に対する基準値であり、我が国における玄米に相当する食品への基準は設定されていない。ただし、2004年のJMPRIによる評価において、玄米への加工係数が0.11と設定されているため、本剤については、粳米のCodex基準である1ppmに加工係数0.11を乗じ、玄米の基準値として0.1ppmを設定することとした。

注2) 食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

スピノサド

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.1
小麦	2
大麦	2
ライ麦	1
とうもろこし	2
そば	1
その他の穀類 ^{注1)}	1
大豆	0.02
小豆類 ^{注2)}	0.02
えんどう	0.02
そら豆	0.02
らっかせい	0.02
その他の豆類 ^{注3)}	0.02
ばれいしょ	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02
かんしょ	0.02
やまいも(長いもをいう。)	0.02
その他のいも類 ^{注4)}	0.02
てんさい	0.06
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	1
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	3
西洋わさび	0.1
クレソン	10
はくさい	1
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	10
こまつな	10
きょうな	5
チンゲンサイ	2
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	2
ごぼう	0.1
サルシフィー	0.1
アーティチョーク	0.3
チョコリ	10
エンダイブ	10
しゅんぎく	10
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10
その他のきく科野菜 ^{注6)}	10
たまねぎ	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	2
にら	5
アスパラガス	0.5
わけぎ	1
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	0.3

※今回基準値を設定するスピノサドとは、スピノシンA及びスピノシンDの和をいう。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チョコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

食品名	残留基準値
	ppm
にんじん	0.2
パースニップ	0.1
パセリ	8
セロリ	8
みつば	5
その他のせり科野菜 ^{注8)}	5
トマト	1
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注9)}	10
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3
しろうり	0.3
すいか	0.3
メロン類果実	0.3
まくわうり	0.3
その他のうり科野菜 ^{注10)}	10
ほうれんそう	10
しょうが	0.02
未成熟えんどう	0.3
未成熟いんげん	0.3
えだまめ	0.3
その他の野菜 ^{注11)}	10
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	0.3
レモン	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3
グレープフルーツ	0.3
ライム	0.3
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	0.3
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
マルメロ	0.5
もも	0.2
ネクタリン	0.5
あんず(アプリコットを含む。)	0.2
すもも(プルーンを含む。)	0.2
うめ	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	0.2
いちご	1
ラズベリー	0.7
ブラックベリー	0.7
ブルーベリー	0.3
ハックルベリー	0.3
その他のベリー類果実 ^{注13)}	0.7
ぶどう	0.5
バナナ	0.3
パパイヤ	0.3
アボカド	0.3
パイナップル	0.02
グアバ	0.3
マンゴー	0.3
パッションフルーツ	0.3
なつめやし	0.1

注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

食品名	残留基準値
	ppm
その他の果実 ^{注14)}	0.3
綿実	0.02
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.02
くるみ	0.1
その他のナッツ類 ^{注15)}	0.02
茶	2
その他のスパイス ^{注16)}	10
その他のハーブ ^{注17)}	10
牛の筋肉	2
豚の筋肉	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注18)} の筋肉	2
牛の脂肪	10
豚の脂肪	10
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	10
牛の肝臓	5
豚の肝臓	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5
牛の腎臓	2
豚の腎臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
牛の食用部分 ^{注19)}	5
豚の食用部分	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5
乳	2
鶏の筋肉	0.1
その他の家きん ^{注20)} の筋肉	0.1
鶏の脂肪	1
その他の家きんの脂肪	1
鶏の肝臓	0.2
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.2
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.2
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.1
小麦ふすま	2
干しぶどう	1
綿実油(注21に限る。)	0.01
綿実油(注21を除く。)	0.01

注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注15)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注16)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注17)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注18)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注19)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注20)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注21)食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

